

第75回評議員会
& 旗開き

日時：1月8日(土)13時半～
場所：千葉土建会館

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> / メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第361号

2021年

12月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第361号 URL版 2021年12月31日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価20円

【1面】

大幅な賃金の引き上げを

12・12 春闘学習討論集会

全員参加型の春闘で要求の実現を

12月12日に千葉土建会館で2022年国民春闘千葉県学習討論集会を開催しました。「全員参加の春闘を追求しよう」をスローガンに、国民春闘方針提案を受けて討論が行われました。オンライン参加を含め12単産7地域労連から合計47人が参加しました。

矢澤事務局長が「1997年以降、低賃金が労働者に押しつけられている。貧困と格差拡大の中、懸命に働いても食事も取れない労働者が増加している。『コロナ禍だからこそ、大幅賃上げ・底上げ』『ひとりの仕方がないからみんなで変える』をスローガンに、職場や地域で要求を出し団体交渉すること、産別や地域の統一行動に取り組み固く団結し、すべての組合員の結集を強めることで要求実現をめざそう」と呼びかけました。提案されたのは、賃上げの統一要求基準を月額25000円以上、時間額1500円以上に加え、全国一律の最賃制度、時間額1500円を掲げてたたかうこと。また、ケア労働者の大幅賃上げや人員増、今年の千葉県最賃アップの「時給28円ストライキ」の取り組みなど、情勢に合った提起も新たに盛り込んだ、と強調しました。



千葉県学習春闘討論集会に参加する組合員たち

6単産の代表が発言

自治労連の實川書記長は、コロナ禍の中で過労死ラインを超えて働く公立病院、保健所、児童相談所の職員の一時金カットが強行されたことを告発し、労働者の処遇改善を求めました。医労連の永島書記長は、コロナ禍の医療現場の状況下で「いのちに関わる仕事に効率性を優先し

てはいけない。経営者は黒字でも声をあげなければ賃金は上げない」ことが明らかになりました。これまで以上の春闘の重要性を訴えました。他に、全教千葉、私教連、JMITU三和機材、年金者組合から素案を補強する発言がありました。

「脱新自由主義」をめざして

明海大学宮崎准教授による記念講演が行われました。新自由主義とは何か？市場原理や効率性の優先、福祉国家の解体、民営化・規制緩和などを通じて、資本（企業）の自由を最大化する政策思想と定義づけました。

資本の暴走により 1929 年から始まった世界恐慌後に税制や政府による経済の安定化を図ったケインズ主義が世界に広がりました。新自由主義は、それ以前の 19 世紀自由主義の回帰と復活を本質としています。所得税で見ると、1986 年に 15 段階あったものが 7 段階まで減っています。減税対象も前者は中・低所得者向け減税に対して後者は高所得者減税です。加えて法人税減税と消費税増税が同時に進められています。日本においてはアベノミクスにより規制緩和と税制改革によって、企業や株主は資産を増やす一方で、労働者の賃金は低下し、格差が拡大しています。世界的な新自由主義の暴走に対し、アメリカでは市民と労働組合による「オキュパイ運動」「FIGHT FOR \$15」運動が始まっています。

岸田政権も新自由主義の見直しを言わざるを得なくなっています。目先のもうけ社会から人間を最優先する社会への転換は可能。合わせて労働組合運動を盛り上げようと呼びかけました。

プラカードで市民抗議

12・4 オスプレイいらない市民集会

重大事故を未然に防ごう

重大事故を繰り返す垂直離着陸機オスプレイを、日本の空からなくそうと、12月4日に船橋市で「オスプレイいらない！習志野・八千代・船橋ネットワーク」の主催で市民集会が開催されました。集会には563人（主催者発表）が参加しました。

集会ではネットワークの吉沢弘志共同代表が、米軍分を合わせると、首都圏には約50機も配備されることや、墜落や部品落下を繰り返すなどの実態を報告するとともに、6月の通常国会で成立した「重要土地調査規制法（土地利用規制法）」の問題点について話しました。

土地利用規制法は、陸上自衛隊の習志野基地の周囲1000メートルも監視対象になり、「機能阻害行為」とみなされると処罰されます。監視の対象者は「利用者」と「その他関係者」というあいまいなものになっており、誰でもいつでもどこでも調査と規制の対象になる可能性があります。調査されていても本人に知らせる必要がないため、知らないうちに調査対象になり得ます。

吉沢共同代表は「私たちの当然の権利を守るため、こんな法律の施行を止めさせ、廃止させるためにともに頑張りましょう」と訴えました。

その後、政党から日本共産党、市民ネット、社民党、新社会党、緑の党の千葉県の代表、市民団体や個人からそれぞれ「オスプレイは日本を守るためのものではなく、海外に武力で殴り込むためのものだ」「憲法を守る運動を強めよう」「軍事費を国民の暮らしに回せ」「市民と野党共闘を強めよう」等の連帯あいさつをしました。

集会終了後は市内をアピール行動して、「オスプレイはいらない」「土地利用規制法もいらない」と市

民にプラカードでアピールしました。

波濤

右足のかかと上部に切り傷を負ってしまった。アキレス腱は無事だったが、傷が治りにくい場所ということで、傷口をテープで固定し、足首を動かさないと言われた。始めは片松葉杖、その後は片足を引きずり歩いた▼突然、片足の不自由な生活を送ることになり、不便さを感じた。通勤で利用する JR 千葉駅西口では、西改札階へ上がるためのエレベーターはさほど苦勞しなかったが、改札から先、内・外房線のホームに降りるエレベーターはホーム中程に各 1ヶ所しかなかった。箇所数を増やすには、ホームの大規模な改修など時間も必要だが、仕方ないと思ったことでも地域の労働組合(地域労連)が力になってくれるはずだ。



クリスマスプレゼント

【2面】

年金の引き下げは違憲

12・3 年金裁判不当判決

年金裁判・不当判決

年金者組合が「年金引き下げは違憲、違法だ」と訴えていた裁判(2016年6月、千葉地裁に原告117人が提訴)で、千葉地裁は12月3日、却下する「不当判決」を行いました。

高齢者・年金受給者の暮らしを無視し、許すことのできない判決です。年金者組合千葉県本部は、直ちに控訴することを決定しました。



不当判決に怒りの抗議する裁判の原告団

判決後の報告集会で、「年金引き下げ違憲訴訟における千葉地裁判決は『不当判決』だ。怒りを持ち抗議する。原告団と県本部は、弁護団の協力も得て、暮らしを守るため東京高裁に向けてたたかい続ける。直ちに控訴する」との声明を満場一致で確認しました。

判決文の中心点は、年金で生活できないことは憲法に違反しないというものです。『健康で文化的な最低限度の生活』は極めて抽象的な概念で、…どのような立法措置を講ずるかは立法府の広い裁量に委ねられている。…年金額それのみで健康で文化的な…生活を営むに足りないとしても、

直ちに憲法 25 条に違反しない」「最後は生活保護がある」としています。「原告の訴えに配慮した内容は全くない。極めて冷たい判決」(鈴木守弁護団長)であり、全て被告であ

る国の言い分そのまま、原告の暮らしに全く寄り添っていない内容だ、という特徴です。裁判官の独立した判断がない、政府追随の姿勢に、判決後の報告集会では「三権分立と言えるのか」などの声があがりました。

年金裁判全国 31 番目

年金裁判は、全国 39 地裁に 5 2 9 7 人が原告として提訴。すでに 30 地裁と 2 高裁で不当な判決が行われ、千葉地裁での判決は地裁として 31 番目でした。亡くなった方などを除く千葉県原告団 85 人と弁護団は、東京高裁へ控訴し引き続き闘い続けます。この不当判決を受け、八千代支部で、一度退会した方が「私で力になれるなら」と再加入するという事例が生まれました。低年金の高齢者や若者の未来のために頑張る年金者組合に、署名やカンパ・組合加入などのご支援ご協力を、引き続きお願いします。

共済で組合員の生活を守りたい

12・3 千葉地方共済第26回定期総会

12 月 3 日に自治体福祉センターで、働く者の千葉地方共済会の総会を開催。コロナ禍の中、7 共済会 11 人が参加しました。

議長の選出後、麻生副理事長が「岸田新政権に変わり、政治が悪化する一方だ。国民の命と暮らしを守らせよう。生活は非常に経済的に苦しい。保険料を少しでも減らし、共済を活用してほしい」と、主催者挨拶を行いました。

そして、本原理事長は挨拶で「組合と共済は切っても切れない関係です。これからも大いに広げていきましょう」と、呼びかけました。

続いて、佐々木事務局長が 2021 年度の経過と総括、2022 年度の運動方針、決算・予算の提案を一括して提案しました。総括は、組織拡大の為には共済は欠かせない。昨年に引き続き、コロナ感染症が拡大し、活用できる共済の存在は大きい事が報告されました。次年度の運動方針は、組合の組織拡大と共済を拡大し、各加盟共済会が加盟人数・口数ともに純増 10% を目標に拡大を進めることが提起されました。

共済活動は、労働組合の基本的な役割である組合員の生活を守る、福利厚生活動です。労働組合の魅力的な制度として加入を呼びかけましょう。すべての組合員と家族に全労連共済の優位な制度を活用してもらうように促しましょう。

同時に理事会の会議メンバーも募集しています。共済に興味をお持ちの方は千葉労連までご一報下さい。

労働相談一ヶ月

～労働のルールブック：就業規則～

Q 医療機関のデイケアで 1 年勤務しました。突然、院長に呼ばれ、利用者から苦情があった、自宅謹慎処分を命じると言われました。納得できないまま謹慎し、復帰しようとしたところ、別の施設に異動するか退職するかを選ぶようにと言われました。異動先の賃金は 30% ぐらい下がります。納得できません。

A 時々ある相談です。問題は「自宅謹慎処分」の妥当性と賃金が 30% 減額になる施設に一方的に異動を命じることが出来るかという点です。

「処分」の妥当性を判断するものさしが「就業規則」です。就業規則は、働くルールブックで、

10 人以上の労働者が働く事業所は必ず作成して、監督署に届けなければなりません。

そして、労働者がいつでも見られるようにしておくことが義務付けられています。相談者の職場は、30 人余りが雇用されているので、就業規則があるはずですが、見たことはない、という話でした。「自宅謹慎」という処分は、院長の思い付きの発言に思えるので、確認することを勧めました。

また、処分を行う場合は、本人の弁明を聞くのが原則です。弁明の機会も与えず一方的な命令は許されません。

また、賃金減額を伴う異動か退職のどちらかを選択するという話も、目的は辞めさせることにあるとの考えを伝えました。

コロナ禍で解雇を行わないことを条件に各種支援金などを受けている場合、労働者から「退職届」を出させるように仕向ける事業所あります。今回の相談はその典型的な事例に思えると話し、ユニオンに加盟し、団体交渉で解決を図る方法がある、と伝えました。【中林】